

寄稿論文

# 交通事故など生命侵害に対する

## 損害賠償請求権と相続税

TKC関東信越会茨城支部  
ぬのかわ ひろし  
布川 博

### はじめに

生命侵害、例えば交通事故等により死亡、その遺族が損害賠償請求権を取得した場合、その損害賠償請求権は相続税法上どのように扱われるのか。

相続税の課税対象となるのは、民法上相続財産とされるもの、及び民法上相続財産とされないが相続税法が特に相続税の課税対象と定めたもの（生命保険金等いわゆる「みなし相続財産」とされるもの）である。また、民法上相続財産とされていても、相続税法が特に課税しないと定めているものもある。

従って、生命侵害による損害賠償請求権が相続税の課税対象となるか否かは、まずそれが民法上相続財産とされるのか、そして相続税法上どのように扱われるのか、の順にみてみるとよい。

### 一 生命侵害に対する損害賠償請求権の相続性

#### 1. 生命侵害に対する損害賠償の種類

生命侵害に対する損害賠償は大きく分けて次の三つである。

①生命侵害を受けた被害者本人に生じる財産的損害に対するもの（逸失利益）

【民法第七〇九条】

②生命侵害を受けた被害者本人に生じる精神的苦痛に対するもの（慰謝料）【民法第七一〇条】

③生命侵害を受けた被害者本人の遺族に生じる精神的苦痛に対するもの（慰謝料）【民法第七一一条】

③は遺族固有の損害に対するものであるが、相続性は問題とならない。相続性が問題となるのは①と②である。

#### 2. 生命侵害に対する損害賠償請求権の相続性

生命侵害に対する損害賠償請求権の相続性については、様々な学説や主張がなされ激しく争われたテーマである。裁判上も変遷を経た後、左記判例により相続性を肯定することで決着をみている。

#### ※財産的損害（逸失利益）について

他人に対し即死を引き起すべき傷害を加えた場合にありても、その傷害は被害者が通常生存し得べき期間に獲得し得べかりし財産上の利益享受の途を絶止し、損害を生ぜしむるものなれば、傷害の瞬時に於て、被害者に賠償請求権発生し、相続人は当該権利を承継するものと解するを相当とする。（大審院大正十五年二月十六日第二民事部判決）

### 二 相続税法上の取り扱い

#### 1. 生命侵害に対する損害賠償請求権は課税されない相続財産

生命侵害による損害賠償請求権の相続性が肯定されれば、「相続により取得した財産」となり、相続税の課税対象となりそうであるが、国税庁「タックスアンサー」によると、相続税は課税されないことになっている。

尚、「賠償金は相続財産ではないので課税されない」との記述を散見するが、相続財産であるとする判例と矛盾することになる。

#### ※交通事故の損害賠償金（国税庁タックスアンサーNo.四一一）

交通事故の加害者から遺族が損害賠償金を受けたときの相続税の取扱いは次のとおりです。

被害者が死亡したことに對して支払われる損害賠償金は相続税の対象とはなりません。

この損害賠償金は遺族の所得になり

#### ※精神的苦痛（慰謝料）について

ある者が他人の故意過失によって財産以外の損害を被った場合には、その者は、財産上の損害を被った場合と同様、損害の発生と同時にその賠償を請求する権利すなわち慰謝料請求権を取得し、慰謝料請求権を放棄したものと解しうる特別の事情がない限り、これを行使用することができ、その損害の賠償を請求する意思を表明するなど格別の行為をすることを必要とするものではない。そして、当該被害者が死亡したときは、その相続人は当然に慰謝料請求権を相続するものと解するのが相当である。（最高裁昭和四十二年十一月一日大法院判決）

#### 【参考】

相続性肯定説は、例えば①仮に相続させないとして、加害者は賠償金の支払いを免れ、重症を負わせるよりも殺してしまった方が負担が少なくなる、②賠償金の支払いを認めることが加害行為の抑止につながる、など理由をあげている。

一方否定説は、①精神的苦痛は被害者自身のものであり相続とするのは不自然である



ますが、所得税法上非課税規定がありますので、税金はかかりません。

損害賠償金には慰謝料や逸失利益の補償金などがあります。逸失利益の補償金とは、もしその人が生きていれば得ることができるとされる所得の補償金のことです。

なお、被相続人が損害賠償金を受け取ることに生存中決まっていたが、受け取らないうちに死亡してしまった場合には、その損害賠償金を受け取る権利すなわち債権が相続財産となり、相続税の対象となります。

(相法2、所法9、所令30)

文中に、「この損害賠償金は遺族の所得になります。が、所得税法上非課税規定がありますので、税金はかかりません。」との記載があるが、相続性を肯定すると所得税法第九条一項一六号(相続等により取得したものの非課税)が適用され非課税となるが、相続性を否定し遺族固有の請求権と構成したとしても所得税法第九条一項一七号(心身に加えられた損害に起因して取得したものの非課税)の適用があり非課税であることには変わりはない。相続税を課税しない理由として、①国

民感情に配慮した、②相続時に額が確定していない(さらに、稀ではあるが、相続人が請求権を行使しないということも観念できないことはない)などが考えられるが、①の国民感情云々については、同じ賠償金であっても、後に述べるように確定後間もなく死亡した場合に課税されることとの均衡を失うと感ずる向きもあるかもしれない。

②については、金額が確定しなくても見積額で申告し、確定した後更正の請求、修正申告で精算することも可能であるので、課税しない理由といえるかどうか迷うところである。

## 2. 生前に確定している損害賠償請求権は相続税の対象

生命侵害による損害賠償請求権は課税されないが、死亡前に確定した損害賠償請求権は債権として相続税が課税されるので注意しなければならない。

例えば、事故と同時に死亡することはなかったものの、重症で働くことが不可能となったため、逸失利益に関する賠償額が確定した後、賠償金を受け取る前に

死亡した場合、確定した損害賠償相当額は相続税の課税対象となる。このような場合においては、当該損害賠償債権を、未収金や貸付金といった相続税法上の課税財産とされる他の金銭債権と別異に扱う理由がなくなるためだと思われる。

死亡前に確定している損害賠償請求権は相続税が課税されるが、死亡後に確定した損害賠償請求権は課税されないのである。

## おわりに

生命侵害による損害賠償請求権は「相続財産ではないから相続税は課税されない」のではなく、「相続財産であるが相続税は課税されない」のである。従って、相続財産である以上、遺産分割協議、遺留分減殺請求の対象となり得るので注意すべきである。相続税が課税されないから相続財産ではないと早とちりしてはいけない。

尚、相続税法には、生命侵害による損害賠償請求権には課税されないとの規定はない。相続税法に規定されることが望ましい。